

小林市住宅等リフォーム促進事業補助金Q&A

Q. いつまでに申請すれば良いの？

A. **必ず工事着工前に申請**してください。着工後の申請は対象外になります。

また、申請から許可がおりにるまでに10日ほどかかりますので工事予定日には余裕を持ってお越しください。

Q. 工事が完了したらどうすればいいの？

A. 完了届や領収書の写し、工事個所の写真を揃え、領収書の日付から30日以内に届出が必要となります。

Q. 補助金はどれくらい出るの？

A. まず、消費税や対象外工事費を抜いた20万円以上の工事が対象になります。その後審査を行い、最終的に補助金の対象となる工事費の10%が指定された口座に振り込まれます。最高限度額は20万円ですので、税抜200万円以上の工事は一律20万円の交付となります。

例①：税抜35万円×10%＝3万5千円

例②：税抜230万円×10%>20万円

Q. 申請書を書き間違えてしまった！

A. 間違えたところに二重線を引き、申請者の訂正印を押してください。修正液は使わないでください。分からない所は一緒に書きますので、空白のまま申請にお越しください。ただし、金額の訂正は訂正印ではなく申請書の書き直しとなりますのでご注意ください。

Q. 自分が申請したかどうか分からない

A. 商工観光課まで問い合わせください。1回申請されますと次回は10年後に申請可能となります。1つの住宅につき申請できるのは2回までです。

Q. 申請時に申請者が注意することはありますか？

A. 申請書にある「申請地住所」は、課税台帳の下または家屋登記事項証明書に記載されている住所です。実際に工事をする住宅がある住所になりますので、住民票の住所と違うことが多くあります。記入される際には一度それぞれの住所をご確認ください。

Q. 申請時に施工主が注意することはありますか

A. 変更の理由が生じた日から14日以内に変更承認申請書と変更に係る書類の提出が必要です。

例：工事費が税抜180万円⇒税抜200万円の場合

補助額が18万円⇒20万円となりますので、変更承認申請書の提出が必要となります。